



重点

- **園全体で、** 幼児の学びを十分に確保し、一人一人の障害の状態や発達の段階に応じた**指導や支援を一層充実させる**ことが必要
- **校種間の教育課程の連続性**を十分に考慮し、障害の状態や発達の段階に応じた**組織的・継続的な支援が必要**

努力事項

- 1 一人一人の障害の状態等に応じた**指導**の充実
- 2 幼児児童生徒の相互理解を深めるための交流及び共同学習の推進
- 3 校種間及び関係機関等との**切れ目ない支援**の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実</p>  <p>個別の教育支援計画を作成し活用することに努める</p>	<p>○ 全教職員の取組による特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制の強化と校内支援委員会の計画的・継続的な実施 (定期的な学びの場の見直し) ・個々の障害の状態や特性等に応じた指導内容・方法の理解を深めるための校内研修の充実 ・特別支援教育巡回相談（特別支援教育専門家派遣）の効果的な活用 <p style="text-align: right;">別添2 参照</p> <p>○ 幼児教育施設における指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の視点を生かした学級経営と分かりやすい授業の推進 ・本人及び保護者等との合意形成に基づく合理的配慮の決定・提供 ・障害のある幼児の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成及び活用 <u>の推進</u> <p style="text-align: right;">別添1 参照</p>
<p>2 幼児児童生徒の相互理解を深めるための交流及び共同学習の推進</p>	<p>○ 障害のある幼児児童生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との計画的、組織的な交流及び共同学習の実施
<p>3 校種間及び関係機関等との切れ目ない支援の充実</p> 	<p>○ 「個別の教育支援計画」を活用した校種間及び関係機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種間（保・幼・小・中・高・特）における確実な引き継ぎ ・家庭・地域及び関係機関（医療機関や放課後等デイサービス事業所等）との連携の推進 <p style="text-align: right;">別添1 参照</p> <p style="text-align: center; color: white; background-color: #f08080; padding: 10px; font-weight: bold;">小学校においても、必要な合理的配慮が提供され、充実した学校生活を送れるよう5月末日までに引継ぎを</p>

幼児教育施設における、特別な支援を必要とする子どもの 【個別の教育支援計画】の作成について

幼稚園教育要領 第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画**を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

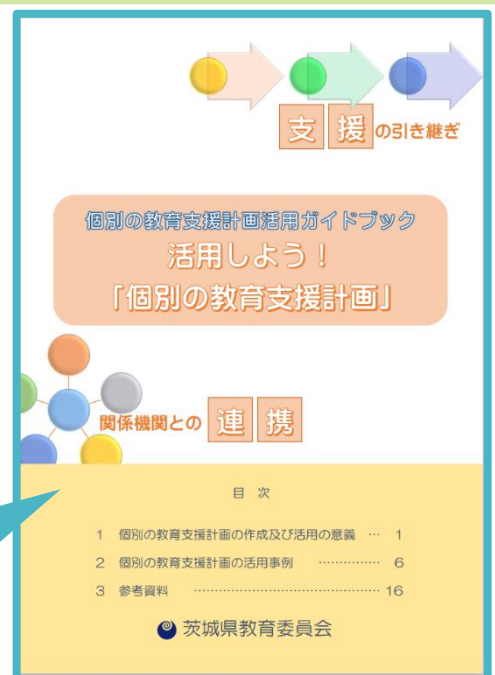
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒（以下、児童等）に対しては、長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後までの**一貫した支援を行うことが重要**であるため、作成が必要である。
- 現在行われている支援を次の教育機関に引き継ぐための役割と、家庭や医療・保健・福祉・労働等の**関係機関が連携する際の情報共有ツール**としての役割がある。

個別の教育支援計画に記載する内容

- ① 本人の基礎情報（プロフィール）
- ② 本人・保護者の願いと支援の方針
- ③ 学校（園）における合理的配慮
- ④ 関係機関等による具体的な支援内容等

※学校や園、児童等の状況を踏まえて、作成や活用しやすい様式を用います。

『個別の教育支援計画ガイドブック』（茨城県教育委員会）に、教育支援計画の様式や、活用事例等が記載されているので、ご活用ください。



個別の教育支援計画作成率向上に向けた取組

2022末

作成率
74.7%

未作成の幼児教育施設を訪問し、個別に支援を実施

作成状況について、事前調査をもとに、未作成の幼児等がいる保育所・園を訪問し、個別の（教育/保育）支援計画作成の意義等の説明を行い、職員・保護者の理解推進を図る。

2023末

作成率
100.0%

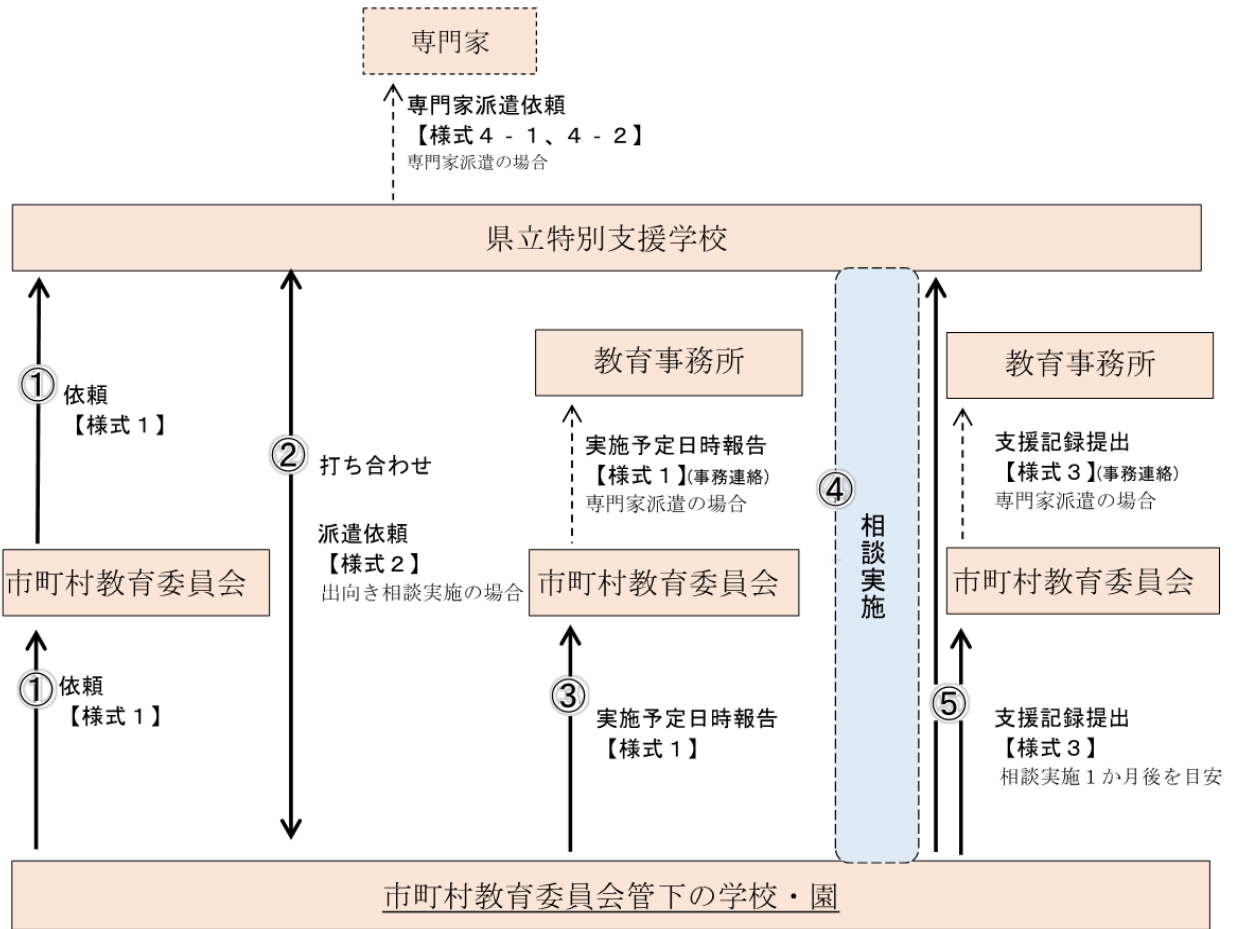
1 目的

幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等（以下、「学校等」という。）の要請により、障害のある幼児児童生徒（以下、「児童等」という。）や教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各県立特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことで、特別支援教育の充実を図る。

2 実施校

県立特別支援学校23校

3 実施手続き



4 内容

- ・巡回相談員が学校等からの要請に応じて児童等の実態把握や、指導内容・方法等について助言を行う。
- ・相談内容によって特別支援教育に関する専門家の助言・援助が必要な場合には、特別支援学校が専門家に派遣を要請し、相談を行う。